

重点風景地区

「ごんぼ積み地区」の風景形成基準



ごんぼ積み地区は、歴史性豊かな風景の継承と再生を図るため、平成 24 年 8 月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「ごんぼ積み景観計画」を施行しました。

この冊子はごんぼ積み景観計画の内容のうち、良好な景観のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

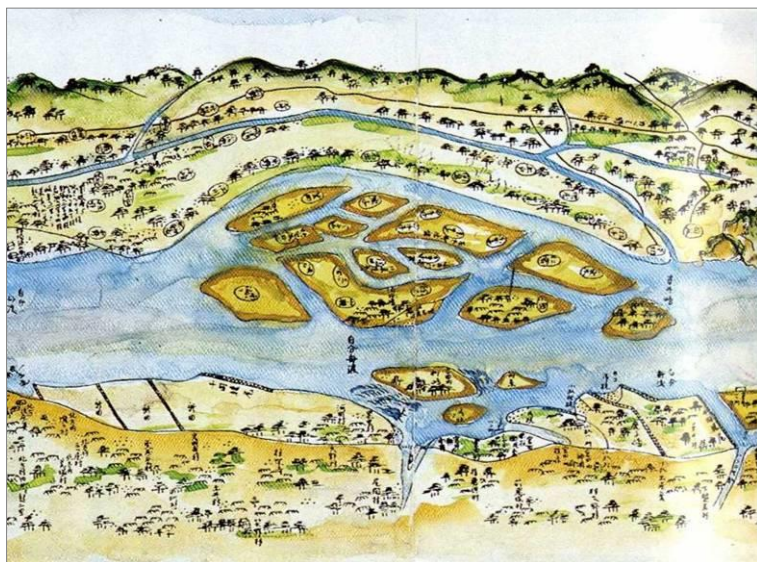
1 歴史と現状

◆ 歴史

川島地区はその地名が示すように木曾川の中に浮かぶ“川中島”です。その昔、多くの中州で形成されていたこの地域は、洪水の度に大きく流れを変える木曾川とともに、その歴史を重ねてきました。

現在の川島地区の姿が定着したのは、天正 14 年（1586）木曾川の大洪水の後とされ、その後、河道は一定したものの、洪水ともなれば氾濫は後を絶たず、水害との戦いが川島地区の歴史といえます。

この地区では水害対策として“ごんぼ積み”と呼ばれる石積みを家屋の基礎として建物を建てており、特に渡町、北山町にはそれが多く残り、“川中島”独特の景観を有しています。



木曾川通絵図（享保年間 12 年）



伝統的なごんぼ積み家屋



趣のある路地とごんぼ積み

◆ 現状

現在もごんぼ積みが多く残っており、この石積みに挟まれるように細い路地が巡り、竹林や社寺を結ぶ石積みが連続する趣のある集落景観を形成しています。

最近では河川改修が進み水害の心配が少なくなり、家屋の建替え等により、伝統的なごんぼ積み家屋は減りつつあります。



空から見た現在のごんぼ積み地区

◆ 風景づくりのテーマ

“ごんぼ積み”の歴史的な風景の継承と再生

◆ 良好な景観の形成に関する方針

ごんぼ積み地区の“川中島”として歩んできた歴史性豊かな風景は、各務原市にとって重要な景観資源です。この歴史的な風景の継承と再生を図るため、良好な景観の形成に関する方針を以下の通り定めます。

方針

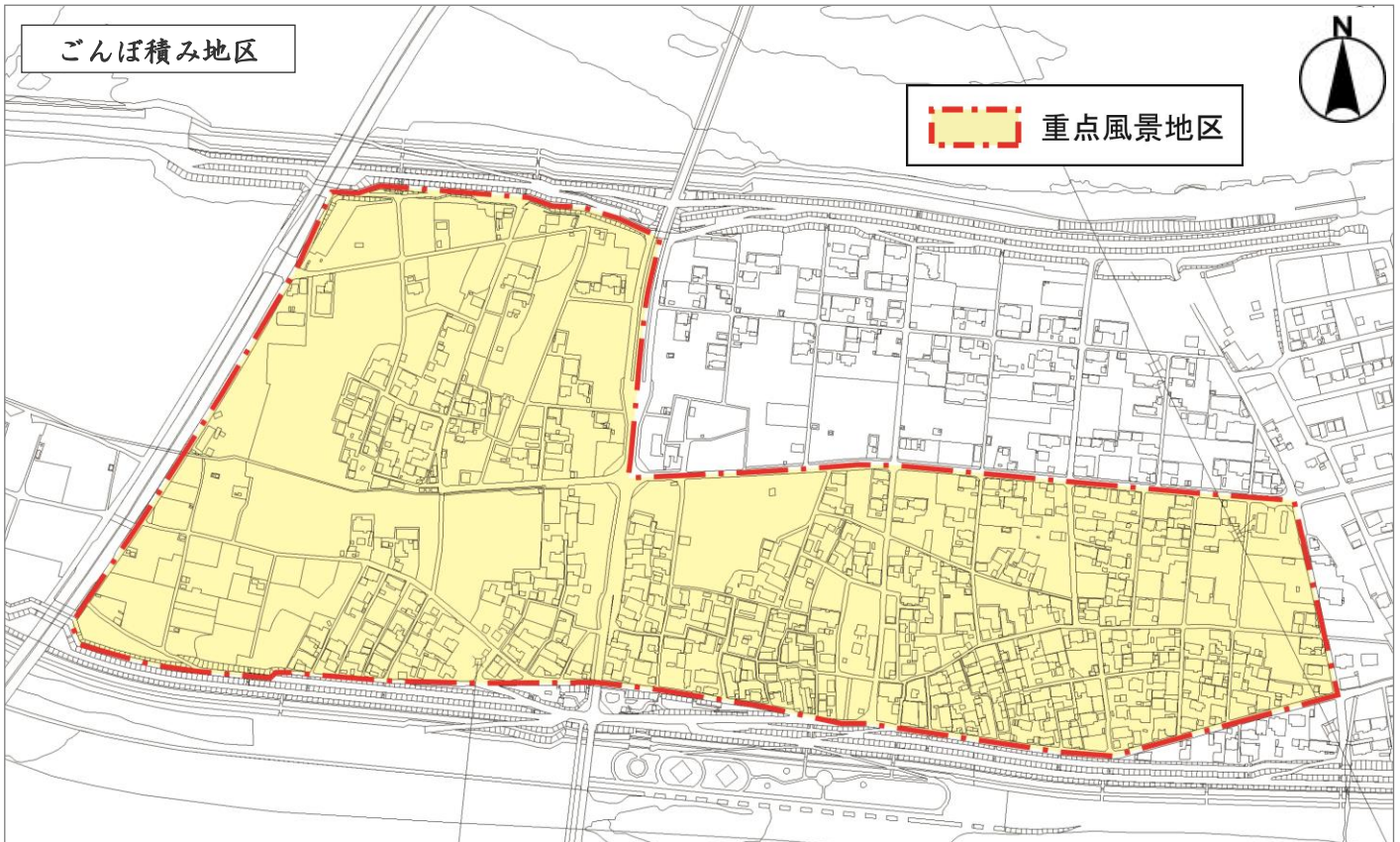
- ① ごんぼ積みを保全するように努めることにより、歴史的な落ち着いた風景を守る。
- ② 歴史的建造物は、景観法に基づく景観重要建造物に指定し、積極的に保全を図る。

【 代表的なごんぼ積みの風景 】



◆ 重点風景地区の範囲

ごんぼ積み地区の重点風景地区としての対象区域を、堤防や橋からの眺めに配慮して下図に示す範囲で指定するものとします。

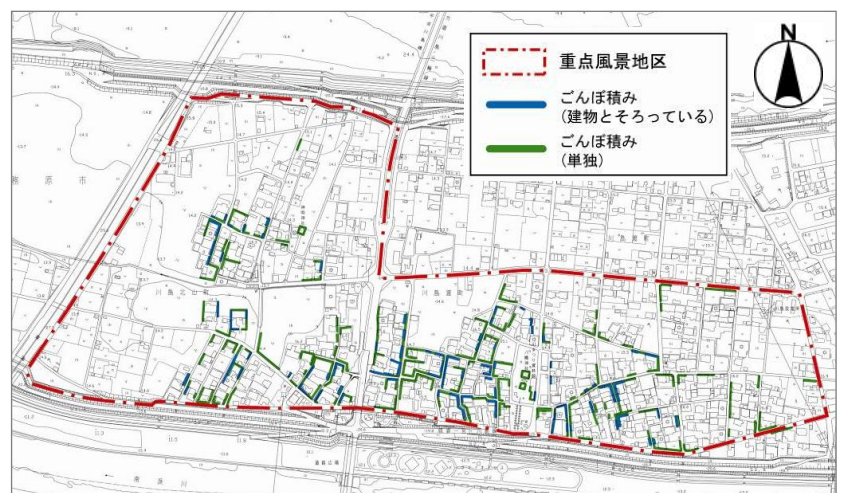


ごんぼ積みが連続する地域

川島地域の最下流に位置する渡・北山地区では、昭和初期まで個々の宅地を木曽川の洪水から自己防衛するため、敷地全体をごんぼ積みでかさ上げする必要がありました。

ごんぼ積みの上には石積みと家屋を強固にするため、石積みの直上に家屋が建てられ、それが連担することによって、石積みと建物壁面が揃った風情のある路地が形成されました。

ごんぼ積みが連続する地域は、木曽川の洪水と共存していた歴史的風土を形成していることから保全に努めましょう。



◆ 風景形成基準

重点風景地区に指定した区域にお住まいの方で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 広告物をはじめ、工作物等の新設や色彩を変更するような場合

※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。

※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。

ごんぼ積み地区 風景形成基準

① 高さ（最高限度）
13mとする。ただし、ごんぼ積みが連続する地域については10mとするように努める。（神社仏閣を除く。）

⑦ 設備
空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

⑨ 自動販売機
歴史的な趣と調和する色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

② 屋根
勾配屋根を原則とする。作業所・倉庫等は、のこぎり形状とするよう努める。

④ ごんぼ積み
既存のごんぼ積みは保存するよう努める。

⑤ 垣・柵
垣・柵を設ける場合は生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

⑥ 緑化
敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適正な樹木の維持管理に努める。

③ 色彩
外装（外壁・屋根）の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、無彩色か落ち着いた色合いの低明度から中明度で、低彩度色とする。
※ くわしくは [④風景形成基準の詳細](#) をご覧下さい。

⑧ 広告物
広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。
※ くわしくは [④風景形成基準の詳細](#) をご覧下さい。

※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準（各務原市色彩ガイドラインを含む）も適用するものとします。

※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。

※ 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

4

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

1 高さ（最高限度）

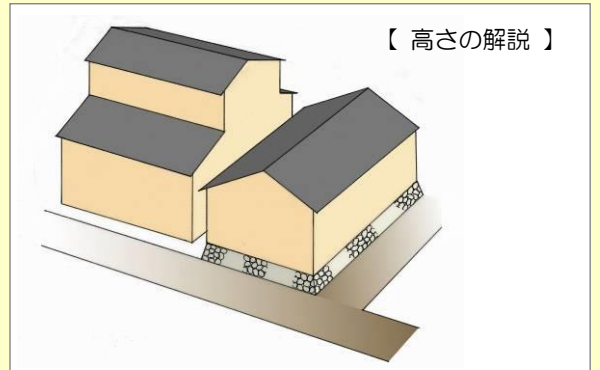
13mとする。

ただし、ごんぼ積みが続く地域については10mとするように努める。

（神社仏閣を除く。）



【木曽川堤防からの眺め】



【高さの解説】

木曽川の堤防からは、ごんぼ積み地区の家並みを眺めることができます。現在、高い建物はなく、その景色は懐かしい印象を受けます。良好な景色を守るため、建物の高さは低く抑えて下さい。

[高さ（最高限度）について]

- ・ 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- ・ 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

2 屋根

勾配屋根を原則とする。（2寸～6.5寸） 作業所・倉庫等は、のこぎり形状とするよう努める。



【地区内の代表的な建物の屋根形状】

地区内は瓦の勾配屋根の建物が多くあります。地区の景観に配慮した勾配屋根として下さい。

また、集落内に点在する燃糸工場等はのこぎり屋根が残り、ごんぼ積みと相まってまち並みに個性的なアクセントを与えています。のこぎり屋根もまち並みを特徴づける景観要素として継承していくことが重要です。

3 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R～5Y）の低明度から中明度（明度：8未満）で、低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

屋根の色彩は木曽川の堤防などからの眺望景観に配慮するものとし、無彩色（明度不問）か低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。



地区内の家屋の外壁には、板貼りやトタンが多く用いられ、ほとんどが黒、茶、こげ茶等の色彩で構成されています。まち並みの連続性を損なわないよう、落ち着いたある低彩度色として下さい。

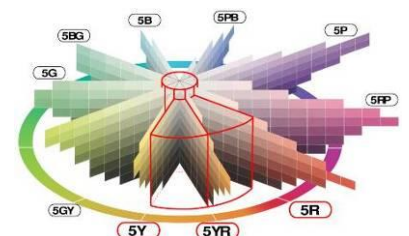
【外壁のベースカラーとして使用可能な色】

- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R～5Y
明度：8未満
彩度：4未満

無彩色の範囲



有彩度色の範囲



[色彩基準について]

- ・ 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

4 ごんぼ積み

既存のごんぼ積みは保存するよう努める。

【 代表的なごんぼ積みの風景 】



5 垣・柵

垣・柵を設ける場合は生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。

通りに面して設ける垣や柵は目立ちやすく、通りを歩く人々に強い印象を与えます。
味気ない印象を与えるコンクリートブロック塀等をむき出しにすることは避け、ごんぼ積みと調和するよう素材を工夫したり、落ち着いた色彩として下さい。

【 生垣や歴史的な趣と調和する柵の事例 】



6 緑化

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適正な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かなまち並みは日々の生活にうおいを与えます。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、維持管理に努めて下さい。

【 緑化の事例 】



7 設備

空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

エアコン等の屋外設備が目立つと、落ち着いた景観の魅力が半減してしまいます。これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫に努めて下さい。

【 修景された空調室外機の事例 】



8 広告物

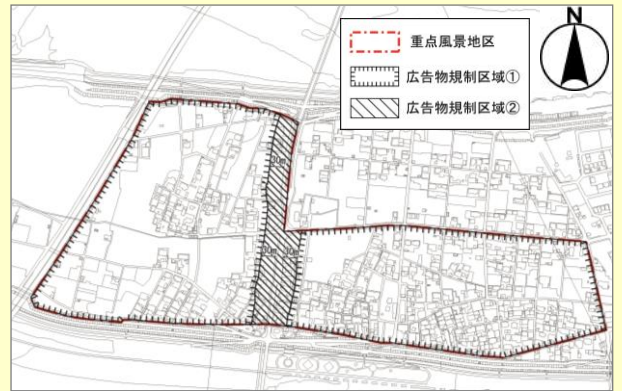
共通事項

広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

広告物規制区域①：下記②以外の区域

新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。



広告物規制区域②：主要地方道川島三輪線道路境界より 30mまでの区域

新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。

新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で 2 m²以下、合計 4 m²以下とする。高さは 5m以下とする。

【 各務原市都市景観賞 受賞のまち並み 】



「野立て看板のないごんぼ積み集落」は平成18年度から始まった各務原市都市景観賞のまち並み部門を受賞しました。この地区の落ち着いた景観を継承していくために、広告物は必要最小限に抑える必要があります。

【 広告物の事例 】



広告は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。自然豊かな周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

9 自動販売機

地区内に設置される自動販売機は、歴史的な趣と調和する色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者の確保のため、色彩は目立つ色が用いられますが、歴史的な川中島としての趣が損なわれます。色彩を変更するなどの措置を行って下さい。

【 修景された自動販売機の事例 】



風景形成基準の適用除外について

- ・ 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

●○ お問合せ先 ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課
TEL：058-383-1111（代表）
市HP：<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
FAX：058-383-6365
E-mail：keikan@city.kakamigahara.gifu.jp